

**鳥取県告示第504号**

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成22年8月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
596	倉吉信用金庫関金支店	名称	倉吉信用金庫関金支店	倉吉信用金庫西倉吉支店関金出張所	平成22年7月26日